

秩父別町ゼロカーボン推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ZEH若しくは北方型住宅ZEROの新築住宅の取得、既存住宅への性能向上リフォーム、太陽光発電設備の導入又は蓄電池の導入（以下、「建設等」という。）を行う者に補助金を交付し、その普及促進を図るとともに、温室効果ガスの排出を抑制し、環境に優しい持続可能な地域社会の構築に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第1項の「住宅」をいう。

(2) ZEH

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅であって、ZEHロードマップにおける「ZEHの定義」を満たすものをいう。

(3) 北方型住宅ZERO

北海道が定める北方型住宅基準（令和5年5月31日付け建指第467号）第4(4)及び第5に適合する住宅をいう。

(4) 『ZEH』補助

経済産業省及び環境省で実施しているZEH支援事業におけるZEH+を対象とした補助事業、次世代ZEH+（注文・建売・TPO）実証事業及び次世代HEMS実証事業による補助金をいう。

(補助金の区分等)

第3条 補助金の区分、補助対象者、補助の要件、補助金額は、別表第1に定めるとおりとし、予算の範囲内で交付する（千円未満の端数は切り捨て）。

2 既存住宅への性能向上リフォームの対象工事は、別表第2に定める省エネルギー性能や断熱性能の向上を伴う工事とする。

3 別表第1に定める対象経費は、当該区分に応じた建設等に係る費用とし、次の各号に定める額を除く。

- (1) 調査費や事務費等の目的達成に直接係わらない経費
- (2) 既設機器の撤去に係る費用（撤去した機器等の処理費を含む）
- (3) 中古品の購入費用
- (4) 国や道の補助金、町の他の補助金、その他公的制度の措置等がある場合はその額
- (5) その他町長が補助対象外と認めた経費

4 前項の規定により算出した対象経費が20万円（税込）未満である場合は、当該区分に応じた補助金は交付しない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる個人は、秩父別町に住所を有する者又は町内に居住する予定がある者であって、自己が所有し居住することを目的とした住宅に係る建設等を行う者とする。

2 補助金の交付対象となる事業者は、個人事業主又は法人であり、町内において原則として1年以上引き続き同一の事業を営営する者であって、自己が所有する町内の事業所等に係る建設等を行う者とする。

3 前2項の規定にかかわらず、当該個人（その者と同一世帯を構成する者を含む）又は事業者が次の各号に該当する場合は対象としない。

- (1) 地方税等の公租公課を滞納している者
- (2) 秩父別町暴力団排除条例（平成24年秩父別町条例第13号）に規定する暴力団員等又は暴力団関係事業者
- (3) 同一年度内において本補助金を利用した者
- (4) その他町長が適当でないと認めた者

(補助の条件)

第5条 本事業の対象は、次に掲げる要件すべてに該当するものとする。

- (1) 令和6年4月1日以降に工事請負契約又は売買契約をしたものであること。
- (2) 建築基準法その他関係法令に、明らかな法令違反がないこと。
- (3) 秩父別町や北海道が補助対象建物や設備の普及促進を図ることを目的に、補助の対象となった住宅や設備等の写真及び工事内容を広報等に必要な範囲で利用することを許諾すること。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、建設等が完了し、代金の支払い及び補助対象建物や設備等の引渡しを受けた後に、秩父別町ゼロカーボン推進事業補助金交付申請書(別記様式第1号)に關係書類を添付し、当該年度の2月15日までに町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び交付額の確定)

第7条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めた場合は、補助金の交付及び交付額を確定し、補助金交付決定・交付額確定通知書(別記様式第2号)により申請者に通知し、補助金を交付するものとする。

2 町長は、前項の規定による審査の結果、補助金の不交付を決定したときは、補助金不交付決定通知書(別記様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金交付の取消し)

第8条 町長は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときには、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽申請その他不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を目的以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金等の交付の決定内容及びこの要綱の規定並びに關係法令等又はこれに基づく町長の命令に違反したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が相当と認める事由があったとき。

(取得財産等の管理及び処分)

第9条 交付決定者は、補助金の交付を受けて取得した財産等(以下「取得財産等」という。)を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

2 交付決定者は、取得財産等を補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供してはならない。ただし、取得財産等の取得に要する費用(土地の購入等に要する費用を含む。)を借り入れるために担保に供する場合、取得財産等の使用年数が減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間を経過した場合又はあらかじめ町長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(補助金の返還等)

第10条 町長は、第8条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合又は前条第2項の規定により取得財産等の処分について承認した場合は、交付決定者に対し交付済みの補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 町長は、前項に定める場合を除くほか、交付決定者に取得財産等を処分することによる収入があったときは、当該収入金額の全部又は一部に相当する納付金を町に納付させることができる。

3 交付決定者は、前2項の規定による返還又は納付を命じられたときは、町長が定める期限までに返還又は納付をしなければならない。

(調査等)

第11条 町長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、交付決定者から報告を求め、現地調査等を行うことができる。

2 交付決定者は、前項の規定による調査に協力しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

2 この訓令は、令和9年3月31日をもってその効力を失う。ただし、この要綱失効前までに交付決定を受けた者については、なお従前の例による。

3 第8条から第11条までの規定は、この要綱が失効した後も、なお、その効力を有する。

別表第1（第3条関係）

区分	補助対象者	補助の要件	補助金額
ZEH住宅の取得	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・ZEHに該当する新築住宅であること。 	50万円／棟
北方型住宅ZEROの取得	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・ZEHかつ北方型住宅ZEROに該当する新築住宅であること。 ・『ZEH』補助が交付されていないこと（予定を含む。）。 ・竣工後少なくとも2日以上は展示の用に供すること。 	100万円／棟
既存住宅への性能向上リフォーム	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・別表第2に定める省エネルギー性能や断熱性能の向上を伴う工事であること。 ・過去に同一の設備若しくは同等の機能を有する設備に係る補助金の交付を受けていないこと。 	対象経費の1／3以内、上限50万円
新築又は既存住宅への太陽光発電設備の導入	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・蓄電池と接続し、発電した電気が設置される住宅で消費されるものであること。 ・太陽電池モジュールの合計出力が10kW未満であること。 ・余剰型配線であること。 ・電力会社の電力系統に連系できること。 ・過去に秩父別町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱（平成23年4月14日訓令第19号）に基づく補助金の交付を受けていないこと。 	最大出力に1kW当たり7万円を乗じた額、上限30万円
新築又は既存住宅への定置用蓄電池の導入	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・常時、太陽光発電と接続し、太陽光発電が発電する電力を充放電できるリチウムイオン蓄電池を使用したものであること。 ・蓄電容量が20kWh未満であること。 ・電力会社の電力系統に連系できること。 	対象経費の1／3以内、上限30万円
事業所等への太陽光発電設備の導入	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・発電した電気が設置される事業所等で消費されるものであること。 ・余剰型配線であること。 ・電力会社の電力系統に連系できること。 	最大出力に1kW当たり5万円を乗じた額、上限50万円
事業所等への定置用蓄電池の導入	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・常時、太陽光発電と接続し、太陽光発電が発電する電力を充放電できる蓄電池を使用したものであること。 ・電力会社の電力系統に連系できること。 	対象経費の1／3以内、上限50万円

別表第2 (第3条関係)

工事種別	対象となる工事	
省エネ改修等	建物全体の断熱改修	建物全体の外皮平均熱貫流率を0.46W/(m-K)以下とする工事
	開口部の省エネ改修	窓及びドアの断熱性能を高める工事
	躯体の省エネ改修	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁全体の断熱性能を高める工事 ・屋根又は天井全体の断熱性能を高める工事 ・床全体の断熱性能を高める工事
高効率設備の導入	高断熱浴槽	J I S A 5532:2011に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること。
	電気ヒートポンプ	J I S C 9220:2018に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が2.7以上であること。
	潜熱回収型ガス給湯機	給湯暖房器にあっては、給湯部熱効率が94%以上であること。給湯単能器、ふろ給湯器にあっては、モード熱効率が83.7%以上であること。
	潜熱回収型石油給湯機	油だき温水ボイラーにあっては、連続給湯効率が94%以上であること。石油給湯機の直圧式にあっては、モード熱効率が81.3%以上であること。石油給湯機の貯湯式にあっては、74.6%以上であること。
	ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機	熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率(J G K A S A705)が102%以上であること。
	節湯水栓	J I S B 2061:2017に規定する「節湯形」の水栓と同等以上の機能を有すること。
	燃料電池システム、コージェネレーション設備	燃料電池発電ユニット <ul style="list-style-type: none"> ・燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること(燃料電池発電ユニットの後付けも可)。 ガスエンジン給湯器 <ul style="list-style-type: none"> ・ガスエンジン・コージェネレーションについては、ガス発電ユニットのJ I S基準J I S B 8122に基づく発電及び排熱利用の総合効率が低位発熱量基準L H V基準で80%以上であること。
	空気清浄機能・換気機能付きエアコン	次のいずれかに該当する試験機関等で効果が確認された空気清浄機能を有するエアコン又は換気機能を有するエアコン <ol style="list-style-type: none"> ①国、地方公共団体または独立行政法人(以下、「国等」という。)が運営する試験機関等 ②国等の認可等を受けた試験機関等 ③法令又は条例に基づく試験等を国等から受託している試験機関等
	LED照明	工事を伴うものであること。
	節水型トイレ	J I S A 5207に規程する「Ⅱ形大便器」と同等以上の性能を有する便器(使用水量6.50以下)
その他	秩父別町と協議し、認められたもの	

秩父別町ゼロカーボン推進事業補助金交付申請書

（元号） 年 月 日

秩父別町長 様

（申請者）住 所
氏 名
電 話

秩父別町ゼロカーボン推進事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

補助金交付申請額	<input type="checkbox"/> ZEH住宅の取得	千円	補助対象者の別	<input type="checkbox"/> 個人	
	<input type="checkbox"/> 北方型住宅ZEROの取得	千円		<input type="checkbox"/> 事業者	
	<input type="checkbox"/> 性能向上リフォーム	千円	事業期間	着手	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備の導入	千円		完了	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 定置型蓄電池の導入	千円			
	合 計	千円			
対象建物の所在地	秩父別町 番地		対象建物の用途	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
併用する補助金等の名称及び金額	<input type="checkbox"/> 秩父別町新築住宅取得補助金	千円	（国・北海道・町・その他）		
	<input type="checkbox"/> 秩父別町住宅リフォーム補助金	千円	（国・北海道・町・その他）		
	<input type="checkbox"/>	千円	（国・北海道・町・その他）		
	<input type="checkbox"/>	千円	（国・北海道・町・その他）		
	<input type="checkbox"/>	千円	（国・北海道・町・その他）		
	<input type="checkbox"/>	千円	（国・北海道・町・その他）		
※ 秩父別町の他の補助金を併用していて、当該他の補助金の申請書や添付資料等を流用することに同意する場合は、一部の添付書類を省略することができます。					
<input type="checkbox"/> 流用することに同意します → 一部の添付書類を省略できます					
<input type="checkbox"/> 流用することに同意しません → 添付書類の省略はできません					
添付書類（共通）	<input type="checkbox"/> 別紙1 補助要件、補助金額等確認書 <input type="checkbox"/> 別紙2 誓約書 <input type="checkbox"/> （秩父別町民）別紙3 町税納入状況等調査同意書 <input type="checkbox"/> （秩父別町民以外）現に住所を有する市町村が発行する本人及び同居の家族の住民票謄本、住民税の滞納がないことを証する書類 <input type="checkbox"/> 工事契約書若しくは売買契約書の写し、領収書の写し <input type="checkbox"/> 明細書等の写し ※経費の内訳がわかるもの <input type="checkbox"/> 工事の図面 ※施工内容の詳細がわかるもの <input type="checkbox"/> 申請者が所有者等から委任を受けた者である場合にあっては、所有者等の委任状 <input type="checkbox"/> その他町長が必要と認める書類（ ）				
振込先	銀行 信金 農協	本店	口座番号	普通 当座	
		支店	口座名義 (カタカナ)		

※必要事項を記入するか、又はチェックを入れてください。

別紙 1 - 1 補助要件、補助金額等確認書（新築住宅向け）

ZEH 住宅の取得 北方型住宅 ZERO の取得

補助の要件	<input type="checkbox"/> ZEH に該当する新築住宅であること。	<input type="checkbox"/> ZEH かつ北方型住宅 ZERO に該当する新築住宅であること。 <input type="checkbox"/> 『ZEH』補助が交付されていないこと。 <input type="checkbox"/> 竣工後 2 日以上は展示の用に供すること。
補助金額の算定	50 万円/棟	100 万円/棟
添付書類	<input type="checkbox"/> 実施前後の状況がわかる写真 <input type="checkbox"/> BELS 評価書 (ZEH マークの表示があるもの) の写し又は ZEH 若しくは ZEH+であることを証する書類	<input type="checkbox"/> 実施前後の状況がわかる写真 <input type="checkbox"/> BELS 評価書 (ZEH マークの表示があるもの) の写し又は ZEH 若しくは ZEH+であることを証する書類 <input type="checkbox"/> 住宅ラベリングシート <input type="checkbox"/> 別紙 4 完成見学会 (実施報告書・実施計画書)

新築又は既存住宅への太陽光発電設備の導入

補助の要件	<input type="checkbox"/> 蓄電池と接続し、発電した電気が設置される住宅で消費されるものであること。 <input type="checkbox"/> 太陽電池モジュールの合計出力が 10kW 未満の設備であること。 <input type="checkbox"/> 余剰型配線であること。 <input type="checkbox"/> 電力会社の電力系統に連系できること。 <input type="checkbox"/> 過去に秩父別町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱 (平成 23 年 4 月 14 日訓令第 19 号) に基づく補助金の交付を受けていないこと。	
補助金額の算定	①最大出力	kW ※小数点以下第 2 位まで記載
	②補助金単価	70,000 円
	③補助金額 (①×②)	千円 ※千円未満切捨て、上限 300 千円
添付書類	<input type="checkbox"/> 別紙 5 性能向上リフォーム・太陽光発電設備及び蓄電池の導入実施報告書 <input type="checkbox"/> 形状、規格及び構造等が確認できるカタログ・仕様書等の写し	

新築又は既存住宅への定置型蓄電池の導入

補助の要件	<input type="checkbox"/> 常時、太陽光発電と接続し、太陽光発電が発電する電力を充放電できるリチウムイオン蓄電池を使用したものであること。 <input type="checkbox"/> 蓄電容量が 20kWh 未満であるもの。 <input type="checkbox"/> 電力会社の電力系統に連系できること。	
補助金額の算定	①工事見積額	円
	②補助対象外経費	円 ※内訳を下に記載
	③補助対象経費 (①-②)	円 ※20 万円 (税込) 未満は補助対象外
	④補助金額 (③×1/3)	千円 ※千円未満切捨て、上限 300 千円
③補助対象外経費の内訳	・調査費や事務費等	円
	・既設機器の撤去費用	円
	・中古品の購入費用	円
	・補助金	円
	・	円
添付書類	<input type="checkbox"/> 別紙 5 性能向上リフォーム・太陽光発電設備及び蓄電池の導入実施報告書 <input type="checkbox"/> 形状、規格及び構造等が確認できるカタログ・仕様書等の写し	

別紙 1 - 2 補助要件、補助金額等確認書（既存住宅向け）

既存住宅への性能向上リフォーム

補助の要件	<input type="checkbox"/> 省エネルギー性能や断熱性能の向上を伴う工事であること。 <input type="checkbox"/> 過去に同一の設備若しくは同等の機能を有する設備に係る補助金の交付を受けていないこと。	
補助金申請に係る工事種別	省エネ改修等	<input type="checkbox"/> 建物全体の断熱改修 <input type="checkbox"/> 開口部の省エネ改修 <input type="checkbox"/> 躯体の省エネ改修
	高効率設備の導入	<input type="checkbox"/> 高断熱浴槽 <input type="checkbox"/> 電気ヒートポンプ (エコキュート) <input type="checkbox"/> 潜熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ) <input type="checkbox"/> 潜熱回収型石油給湯機 (エコフィール) <input type="checkbox"/> ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機 (エコワン) <input type="checkbox"/> 節湯水栓 <input type="checkbox"/> 燃料電池システム (エネファーム) <input type="checkbox"/> コージェネレーション設備 <input type="checkbox"/> 空気清浄機能・換気機能付きエアコン <input type="checkbox"/> LED 照明 <input type="checkbox"/> 節水型トイレ
	その他	<input type="checkbox"/> 秩父別町と協議し、認められたもの
補助金額の算定	①工事見積額	円
	②補助対象外経費	円 ※内訳を下に記載
	③補助対象経費 (①-②)	円 ※20万円(税込)未満は補助対象外
	④補助金額 (③×1/3)	千円 ※千円未満切捨て、上限 500 千円
③補助対象外経費の内訳	・調査費や事務費等	円
	・既設機器の撤去費用	円
	・中古品の購入費用	円
	・町住宅リフォーム補助金	円
	・	円
	・	円
・	円	
添付書類	<input type="checkbox"/> 別紙 5 性能向上リフォーム・太陽光発電設備及び蓄電池の導入実施報告書 <input type="checkbox"/> 省エネ改修等にあつては、性能の向上が分かる資料等 <input type="checkbox"/> 高効率設備の導入にあつては、導入設備が要綱別表第 2 の対象となる工事の要件を満たすことを確認できるカタログ・仕様書等の写し	

□ 新築又は既存住宅への太陽光発電設備の導入

補助の要件	<input type="checkbox"/> 蓄電池と接続し、発電した電気が設置される住宅で消費されるものであること。 <input type="checkbox"/> 太陽電池モジュールの合計出力が 10kW 未満の設備であること。 <input type="checkbox"/> 余剰型配線であること。 <input type="checkbox"/> 電力会社の電力系統に連系できること。 <input type="checkbox"/> 過去に秩父別町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱(平成 23 年 4 月 14 日訓令第 19 号)に基づく補助金の交付を受けていないこと。
補助金額の算定	①最大出力 kW ※小数点以下第 2 位まで記載 ②補助金単価 70,000 円 ③補助金額 (①×②) 千円 ※千円未満切捨て、上限 300 千円
添付書類	<input type="checkbox"/> 別紙 5 性能向上リフォーム・太陽光発電設備及び蓄電池の導入実施報告書 <input type="checkbox"/> 形状、規格及び構造等が確認できるカタログ・仕様書等の写し

□ 新築又は既存住宅への定置型蓄電池の導入

補助の要件	<input type="checkbox"/> 常時、太陽光発電と接続し、太陽光発電が発電する電力を充放電できるリチウムイオン蓄電池を使用したものであること。 <input type="checkbox"/> 蓄電容量が 20kWh 未満であるもの。 <input type="checkbox"/> 電力会社の電力系統に連系できること。
補助金額の算定	①工事見積額 円 ②補助対象外経費 円 ※内訳を下に記載 ③補助対象経費 (①－②) 円 ※20 万円(税込)未満は補助対象外 ④補助金額 (③×1/3) 千円 ※千円未満切捨て、上限 300 千円
③補助対象外経費の内訳	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査費や事務費等 円 ・ 既設機器の撤去費用 円 ・ 中古品の購入費用 円 ・ 補助金 円 ・ 円 ・ 円
添付書類	<input type="checkbox"/> 別紙 5 性能向上リフォーム・太陽光発電設備及び蓄電池の導入実施報告書 <input type="checkbox"/> 形状、規格及び構造等が確認できるカタログ・仕様書等の写し

別紙 1 - 3 補助要件、補助金額等確認書（事業者向け）

事業所等への太陽光発電設備の導入

補助の要件	<input type="checkbox"/> 発電した電気が設置される事業所等で消費されるものであること。 <input type="checkbox"/> 余剰型配線であること。 <input type="checkbox"/> 電力会社の電力系統に連系できること。
補助金額の算定	①最大出力 kW ※小数点以下第2位まで記載
	②補助金単価 50,000 円
	③補助金額 (①×②) 千円 ※千円未満切捨て、上限 500 千円
添付書類	<input type="checkbox"/> 別紙 5 性能向上リフォーム・太陽光発電設備及び蓄電池の導入実施報告書 <input type="checkbox"/> 形状、規格及び構造等が確認できるカタログ・仕様書等の写し

事業所等への定置型蓄電池の導入

補助の要件	<input type="checkbox"/> 常時、太陽光発電と接続し、太陽光発電が発電する電力を充放電できる蓄電池を使用したものであること。 <input type="checkbox"/> 電力会社の電力系統に連系できること。
補助金額の算定	①工事見積額 円
	②補助対象外経費 円 ※内訳を下に記載
	③補助対象経費 (①-②) 円 ※20万円(税込)未満は補助対象外
	④補助金額 (③×1/3) 千円 ※千円未満切捨て、上限 500 千円
③補助対象外経費の内訳	・調査費や事務費等 円
	・既設機器の撤去費用 円
	・中古品の購入費用 円
	・補助金 円
	・ 円
	・ 円
添付書類	<input type="checkbox"/> 別紙 5 性能向上リフォーム・太陽光発電設備及び蓄電池の導入実施報告書 <input type="checkbox"/> 形状、規格及び構造等が確認できるカタログ・仕様書等の写し

誓約書

秩父別町長 様

(申請者) 住 所
氏 名

秩父別町ゼロカーボン推進事業補助金の交付を受けるにあたり、次の事項について誓約します。
また、必要に応じ、秩父別町が関係機関に照会することを承諾します。

補助対象者の別	<input type="checkbox"/> 個人	<input type="checkbox"/> 事業者
要綱第4条の補助対象者の要件に該当する	<input type="checkbox"/> (秩父別町民以外) 事業完了後、速やかに秩父別町に居住すること。 <input type="checkbox"/> 自己が所有し居住することを目的とした住宅に係る事業であること。	<input type="checkbox"/> 町内において原則として1年以上引き続き同一の事業を経営していること。 <input type="checkbox"/> 自己が所有する事業所等に係る事業であること。
	<input type="checkbox"/> 次のいずれにも該当しないこと。(個人の場合は同一世帯を構成する者を含む) (1) 地方税等の公租公課を滞納している者 (2) 秩父別町暴力団排除条例に規定する暴力団員等又は暴力団関係事業者 (3) 同一年度内において本補助金を利用した者 (4) その他町長が適当でないと認めた者	
要綱第5条の補助の条件に該当する	<input type="checkbox"/> 次のいずれにも該当すること。 (1) 令和6年4月1日以降に工事請負契約又は売買契約をしたものであること。 (2) 建築基準法その他関係法令に、明らかな法令違反がないこと。 (3) 秩父別町や北海道が補助対象建物や設備の普及促進を図ることを目的に、補助の対象となった住宅や設備等の写真及び工事内容を広報等に必要範囲で利用することを許諾すること。	
その他	<input type="checkbox"/> 申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ないこと。 <input type="checkbox"/> 補助金の対象の建設等は、要綱別表第1及び別表第2における要件をすべて満たし、その証拠書類を提出できること。 <input type="checkbox"/> 補助金の対象の設備等は、未使用品であること(中古品は対象外とする)。 <input type="checkbox"/> 補助金の交付を受けて取得した財産等については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。 <input type="checkbox"/> 補助金の交付を受けて取得した財産等については、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しないこと(取得財産等の取得に要する費用を借り入れるために担保に供する場合、取得財産等の使用年数が耐用年数を経過した場合、あらかじめ町長の承認を得た場合を除く。) <input type="checkbox"/> 補助金の交付決定の取消しや補助金の返還の決定がされたときは、その決定に従い、既に交付された補助金の全部又は一部を返還すること。 <input type="checkbox"/> 補助金の交付を受けて取得した財産等を処分することによる収入があり、当該収入金額の全部又は一部に相当する納付金を町に納付することが決定されたときは、その決定に従い納付金を納付すること。 <input type="checkbox"/> 町が補助金等に係る予算の執行の適正を期するため、聞き取りや現地調査等を行う場合は、当該調査等に協力すること。	

別紙3

町税納入状況等調査同意書

(元号) 年 月 日

秩父別町長 様

住 所
氏 名

㊞

秩父別町ゼロカーボン推進事業補助金交付要綱に基づく補助金の交付を申請するにあたり、私及び同居の家族（同居を予定している者を含む。）の町税・使用料等の納入状況及び住民票の状況を調査することに同意します。

※下記の欄には記入しないでください

各種調査欄	
調査年月日	(元号) 年 月 日
総務課（道・町民税・法人町民税）	滞納（あり・なし）
総務課（固定資産税）	滞納（あり・なし）
総務課（国民健康保険料）	滞納（あり・なし）
住民課（介護保険料）	滞納（あり・なし）
住民課（保育料）	滞納（あり・なし）
住民課（住民票）	申請内容（一致・不一致）
建設課（上下水道料）	滞納（あり・なし）
建設課（町営住宅等家賃）	滞納（あり・なし）
備考欄	

別紙4

完成見学会（実施報告書・実施計画書）

申請者氏名	
住 所	
開 催 日	
開催時の写真等	
その他	

※ 実施計画書の場合は、予定する実施期間を開催日の欄に記載してください。
なお、完成見学会の開催後は、実施状況を速やかに町に報告してください。

別紙5

性能向上リフォーム・太陽光発電設備及び蓄電池の導入
実施報告書

申請者氏名			
住 所			
事業内容	<input type="checkbox"/> 性能向上リフォーム	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備の導入	<input type="checkbox"/> 蓄電池の導入
工事写真			
	着手前	完成	

改修工事等の内容
その他

- ※ 性能向上リフォームにあつては、省エネルギー性能や断熱性能等の向上を確認するため、着手前、完成後のそれぞれの性能等が分かるように工事写真を添付し、工事内容を記載すること。
- ※ 性能向上リフォームにおける高効率の導入及び太陽光発電設備及び蓄電池の導入にあつては、導入する設備の銘板が確認できる写真もを併せて添付すること。

補助金等交付決定・交付額確定通知書

号
(元号) 年 月 日

(申請者) 様

秩父別町長

(元号) 年 月 日付けで申請のあった秩父別町ゼロカーボン推進事業補助金について、秩父別町ゼロカーボン推進事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

- 1 交付決定額 円
※当補助金の一部には北海道費が含まれている場合があります。
(北海道費: 円)
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等交付の決定を取消し、交付した補助金等の全部又は一部の返還を命ずることがあります。
 - (1) 虚偽申請その他不正の手段により補助金を受けたとき。
 - (2) 補助金を目的以外の用途に使用したとき。
 - (3) 補助金等の交付の決定内容及びこの要綱の規定並びに関係法令等又はこれに基づく町長の命令に違反したとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が相当と認める事由があったとき。
- 3 補助金の交付を受けて取得した財産等については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければなりません。
- 4 補助金の交付を受けて取得した財産等については、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供してはなりません（取得財産等の取得に要する費用を借り入れるために担保に供する場合、取得財産等の使用年数が耐用年数を経過した場合、あらかじめ町長の承認を得た場合を除く。）。
- 5 補助金の交付決定の取消しや補助金の返還の決定がされたときは、その決定に従い、既に交付された補助金の全部又は一部を返還しなければなりません。
- 6 補助金の交付を受けて取得した財産等を処分することによる収入があり、当該収入金額の全部又は一部に相当する納付金を町に納付することが決定がされたときは、その決定に従い納付金を納付しなければなりません。
- 7 町が補助金等に係る予算の執行の適正を期するため、聞き取りや現地調査等を行う場合は、当該調査等に協力しなければなりません。

補助金不交付決定通知書

(元号) 年 月 号
日

(申請者) 様

秩父別町長

(元号) 年 月 日付けで申請のあった秩父別町ゼロカーボン推進事業補助金について、秩父別町ゼロカーボン推進事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり不交付となりましたので通知します。

記

不交付の理由